2　特定業務施設における雇用実績

⑴　特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分／時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

⑵　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分／時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
みなし転勤者数	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※みなし転勤者数は、新規採用者数、⑶に定める減少した従業員数又は定年退職者及び自己都合退職者の数のうち、最も少ない数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

⑶　特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員数の減少数

区分／時期	前回報告時	報告時	増減
減少した従業員数	人	人	人
定年退職者及び自己都合退職者の数	人	人	人

※特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合に記載すること。

⑷　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

⑸　整備計画に関連する全事業所において特定業務㊟に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分／時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3　支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	□有　□無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第三号及び同条第三項第三号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十八条第九号ニ及び第二十条第七項において同じ。」及び「（以下「全国展開特例措置」という。）」を削る。

第四条に次の一号を加える。

十　生命保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。第七条第十号において同じ。）及び外国生命保険会社等（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。第七条第十号において同じ。）